

第1 基本的考え方

1 神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の位置付け

本指針は、令和4年7月に廃止された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」（以下、「旧持続農業法」という。）第3条第1項に基づき策定したものである。旧持続農業法の廃止に伴い、本指針の位置付けを変更し、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」第16条第1項に基づいて県と市町村が共同で策定した神奈川県環境負荷低減農業推進計画において、環境負荷低減事業活動の一つとして位置付けている環境保全型農業の実施にあたり、具体的な生産方式を示すものとする。

2 神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の策定

本県における主要な農作物について、農業者が目標とすべき作物別・地域別の具体的な生産方式を明らかにするため、地域の特性に即して次に掲げる事項を定める。

（1）導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 1 堆肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして以下で定めるもの
- 2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして以下で定めるもの
- 3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして以下で定めるもの

○ 具体的技術内容

技術名	概要
1 有機質資材施用技術 ①堆肥等有機質資材施用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づき、堆肥等有機質資材を施用する技術
②緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、レンゲ等の緑肥作物を栽培して農地にすき込む技術
2 化学肥料低減技術 ①局所施肥技術	肥料を作物の根の周辺の肥料が利用されやすい位置に集中的に施用する技術
②肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
③有機質肥料施用技術	なたね油かす等の有機質肥料や堆肥その他の特殊肥料を化学肥料に代替して施用する技術
3 化学農薬低減技術 ①温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、付着した有害動植物を駆除する技術
②機械除草技術	機械を用いて、畝間・株間に発生した雑草を物理的に駆除する技術
③除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行なわせる技術
④生物農薬利用技術	天敵等を利用し、病害虫を駆除する技術
⑤対抗植物利用技術	土壌の有害動植物を駆除、まん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術

⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術	病虫害に対して抵抗性を持つ植物（品種・台木）を利用することにより、被害を軽減する技術
⑦天然物質由来農薬利用技術	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示1605号）別表2に掲げる農薬（有効成分が化学合成されていないものに限る。）を利用する技術。
⑧土壌還元消毒技術	土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑨熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害植物を駆除する技術
⑩光利用技術	有害動植物を誘因、忌避または生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術
⑪被覆栽培技術	不織布、フィルム等の被覆資材により作物を病虫害から物理的に隔離する技術
⑫フェロモン剤利用技術	害虫のメスが放出するフェロモンを利用し、オスをトラップで捕殺、交信を攪乱する技術
⑬マルチ栽培技術	田畑の表面を紙、フィルム等で被覆し、有害動植物のまん延を防止する技術

なお、導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容については、次の点に注意する。

○ 有機質資材施用技術

堆肥等を施用する場合の使用の目安は、牛ふん堆肥を前提にしているもので、他の材料を用いた堆肥の場合は、作物別施肥基準を参考に施用量を調整すること。

○ 化学肥料低減技術

使用の目安にある慣行とは神奈川県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における慣行レベル（以下、「県慣行レベル」という。）等における化学肥料由来の窒素成分量を基準とする。なお、県慣行レベルについては県ホームページで公開している数値を参照する。

記載している技術の導入により、通常行われる施肥と比較して、化学肥料の施用を3割程度減少させることが期待される。また、肥効率を向上させることにより、窒素施肥量の削減も目標とする。

○ 化学農薬低減技術

使用の目安にある慣行とは県慣行レベル等における節減対象農薬の使用回数を基準とし、節減対象農薬及び計数方法（種子から収穫までの期間、有効成分ごとに使用した回数の累計）は、同ガイドラインに従う。なお、県慣行レベルについては県ホームページで公開している数値を参照する。

また、各技術の使用の目安は、必ずしも5年後の目標とすべき量ではなく、作物によっては、長期的に目標とすべき量を記載しているものもある。

（2）持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

ア 持続性の高い農業生産方式の選択及び導入にあたっては、農業技術センターの指導を受けることが適当である。

イ 施肥量の算出のためには、土壌診断が不可欠である。

このため、JA土壌診断センター等において土壌診断を実施し、農業技術センター等の指導を受けることが適当である。

なお、堆肥及び有機質肥料等の有機質資材の利用にあたっては、地力窒素を含めた診断が必要とされているが、その実用的な診断手法については、現在、研究段階にあるため、診断項目には含めないものとする。

3 作物の選定

本県の自然条件や地域の特性に即し、次の事項を考慮して、作物を選定した。

- ・ 試験研究機関での成果があり、収量・品質が安定しているもの
- ・ 持続性の高い農業生産方式を構成する技術の導入が可能なもの
- ・ 関係機関の支援、指導が可能なもの